

遠藤・京野法律事務所 報酬基準表

(令和4年4月1日より施行)

※下記の料金表に記載している金額は、いずれも消費税込みとなっております。

※下記の料金表に記載のない類型については、お問い合わせください。

種類等	事件の種類	報酬金の種類	報酬金の基準額
全般	法律相談	法律相談料	30分ごとに5500円。 法テラスの民事法律扶助を利用される方は、無料です。
	出張日当	日当	半日(2時間から4時間) 1万1000円～3万3000円 1日(4時間以上) 3万3000円～
	タイムチャージ	事件処理の対価	1時間ごとに2万2000円以上
民事	一般民事訴訟事件 調停事件 審判事件	着手金	経済的利益の金額ごとに、以下のとおりです。 300万円以下の場合 8.8%(最低額は11万円) 300万円～3000万円の場合 5.5%+9万9000円 3000万円～3億円の場合 3.3%+75万9000円 3億円～の場合 2.2%+405万9000円 ※示談交渉から訴訟事件を受任する場合には、着手金を減額します。
		報酬金	300万円以下の場合 17.6%(最低額は11万円) 300万円～3000万円の場合 11%+19万8000円 3000万円～3億円の場合 6.6%+151万8000円 3億円～の場合 4.4%+811万8000円
	示談交渉事件	着手金	11万円～
		報酬金	11万円～
	督促手続事件	着手金	11万円～
		報酬金	11万円～
民事 (家事)	離婚事件	着手金	離婚のみの交渉・調停 22万円 離婚のみの訴訟 33万円 ※親権、養育費、財産分与、慰謝料、婚姻費用などが問題となる事案の場合には、事案の内容に応じて追加着手金(11万円～)をいただきます。 ※交渉から調停を受任する場合、調停から訴訟を受任する場合の追加着手金は、11万円以上とします。 ※面会交流が問題となる事案の場合、事案に応じて協議の上で定めます(最低額は22万円)。
		報酬金	離婚が認められた場合 22万円～ 離婚請求を排斥した場合 33万円～ 金銭請求について 一般民事訴訟事件に準ずる。 面会交流について 11万円～(協議の上で定める)
	子の引渡しに関する事件	着手金	33万円～
		報酬金	33万円～
	家事審判の申立て	手数料	11万円～
	遺言書作成	手数料	11万円～
	遺言執行	手数料	33万円～
民事 (不動産)	境界に関する事件	着手金	33万円～
		報酬金	33万円～
土地・建物明渡事件	着手金	22万円～	
	報酬金	22万円～	
民事 (保全) (執行)	保全命令申立事件等	着手金	11万円～
		報酬金	11万円～
民事執行事件	着手金	11万円～	
	報酬金	11万円～	
民事 (債務)	破産 民事再生 会社更生 特別清算 任意整理	着手金	非事業者の自己破産 22万円～ 非事業者の民事再生 33万円～ 事業者の自己破産 55万円～ 事業者の民事再生 110万円～ 特別清算 110万円～ 会社更生 220万円～ 任意整理 1社ごとに3万3000円
		報酬金	非事業者の申立て、事業者の自己破産については、原則として報酬金をいただきません。 事業者の民事再生、特別清算、会社更生については、一般民事訴訟事件に準じますが、事案の内容を考慮して、協議の上で定めます。 任意整理事案については、原則として報酬金をいただきません。
民事 (行政)	行政不服申立て	着手金	11万円～
		報酬金	11万円～
民事	証拠保全	手数料	22万円～
	即決和解	手数料	11万円～
顧問	顧問契約	顧問料	月額3万3000円～ ※業務内容により異なります。
刑事	起訴前弁護	着手金	22万円～
		報酬金	22万円～
	起訴後弁護	着手金	単独事件の場合 22万円～ 合議事件の場合 33万円～ 裁判員裁判対象事件の場合 55万円～
		報酬金	罰金刑の場合 22万円～ 執行猶予付き判決の場合 22万円～ 刑の減軽が認められた場合 減刑の程度により11万円～ 無罪の場合 55万円～
			着手金
	報酬金		11万円～
告訴・告発	着手金	11万円～	
少年事件	着手金	22万円～	
	報酬金	22万円～	

※1 裁判上の事件については、審級ごとに1件の事件として、弁護士報酬を定めます。

※2 裁判外の事件(交渉など)が裁判上の事件に移行したときは、別件といたします。

ただし、従前の着手金を、移行後の事件についても一部又は全部考慮して、弁護士報酬を定めます。

※3 裁判上の事件について継続して上級審を受任した場合、報酬金は原則として最終審の報酬金のみとします。

※4 事案の内容により、上記料金表の金額を基準に、協議の上で弁護士報酬を定めることも可能です。

※5 反訴事件は、原則として別事件として弁護士報酬を定めます。

ただし、事件の内容により、弁護士報酬の全部又は一部を減額します。

※6 経済的利益の算定方法は、原則として以下のとおりといたします。

①金銭を回収した事案

回収した金額

②金銭を回収できなかった事案

債務名義の金額を基準に、協議の上で一部を減額することがあります。